

公 示  
教職員区分評議員候補者推薦について

教職員評議員に欠員が2名生じるため、学校法人工学院大学評議員選任規程第6条の規定に基づき、同区分評議員候補者の推薦を下記のとおり受け付けます。

記

1. 評議員候補者及び推薦者区分について

(1) 評議員候補となれる者及び推薦することができる者は下表のとおりです。

評議員区分	候補者	推薦者
教職員評議員	専任教職員	専任教職員
卒業生評議員		
有識者評議員		

(2) 1人の推薦者が推薦できる人数は、1人です。

(3) 自薦及び立候補は認めません。

(4) 専任教職員のうち労働契約に期間の定めがある者（助教を除く。）は、推薦者及び候補者となることができません。

(5) (1)に規定する資格は、公示日現在とします。ただし、就任日において教職員の身分を持たない者は、教職員評議員の候補者となることができません。

2. 提出書類

(1) 評議員候補者を推薦する場合は、推薦者の連名により候補者の同意を得て、次の書類を事務局に提出してください。

① 学校法人工学院大学評議員候補者推薦書・同意書

② 学校法人工学院大学第22期評議員候補者経歴書

③ 学校法人工学院大学第22期評議員候補者推薦理由書

(2) 提出書類は学園ホームページまたはKu-portからダウンロードしてください。

(3) 提出期間及び場所は次のとおりです。

① 日 時 2017年3月13日（月）～3月22日（水）9時～17時  
（日曜・祝日と11時45分～12時45分は除く）

② 提出方法 すべての資料を提出場所に持参してください。

『②学校法人工学院大学第22期評議員候補者経歴書』及び『③学校法人工学院大学第22期評議員候補者推薦理由書』は指定のメールアドレスへも送付してください。

③ 提出場所 新宿校舎 13階 総務・人事部総務課

(4) その他

提出期間内にすべての書類が提出されていない場合、推薦は無効となります。

3. 候補者の公示について

推薦書類の提出期間が終了後、評議員候補者氏名を公示します。なお、評議員の方には候補者の公示後、候補者経歴書及び候補者推薦理由書の一覧をメールにて送付します。

4. 評議員の選任について

評議員候補者として推薦された方については、現評議員の投票及び評議員会での決議を行い、得票順により2名が評議員、2名が補欠となります。

5. 評議員の任期について

2017年4月1日から2016年度決算及び事業の報告に関する評議員会の終結の時までとなります。

6. 事務局

評議員選任事務局（総務・人事部総務課）

2017年3月1日  
学校法人工学院大学

